

一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構と称する。英文名称を The Gonokawa river・Sakura line Tourism Authority とする。

(目的)

第2条 当法人は、世界に誇れる“江の川流域・三瓶エリア”が、我が国を代表する新たな広域の観光周遊エリアとして国内外の多くの人々に認知され、幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう、民間・行政が一体となって、エリアブランド形成に向けた諸事業に戦略的に取り組み、エリアにおける観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化を促進し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 江の川・三瓶エリアの周遊促進と受入環境の整備
- ② 指定管理者制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業
- ③ 国内外へのプロモーションの実施
- ④ インターネットを利用したマーケティング外国人観光客の誘客促進
- ⑤ 観光関連サービス・地域産品等プロダクトの開発及び販売
- ⑥ 芸術に関する研究の調査
- ⑦ 宿泊業
- ⑧ 食堂・喫茶店・温泉施設等の運営
- ⑨ 物品販売業
- ⑩ 食品の製造並びに販売
- ⑪ 公園施設の管理運営に関する事業
- ⑫ 通信販売業及びインターネットを利用した商品流通システムの企画・開発・運用・販売

⑬ その他、当法人の目的達成のために必要な事業

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を島根県江津市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し運営に参画するため入社した地方公共団体、企業、団体及び個人を社員とする。

2 当法人の設立後、社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、総会で決議する額の負担金を支払わなければならない。

2 社員は、総会の決議により当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。

3 社員は、総会の決議により負担金の支払いに替えて当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。

4 本条の負担金及び人員の派遣は、社員については、一般法人法第27条に規定する経費とみなす。

5 既納の負担金及びその他の拠出金品は返還しない。

(退社)

第9条 社員は次に掲げる事由によって退社する。

- ① 当該社員からの退社の申出。社員は、やむを得ない事由があるとき、当法人の所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。
- ② 当該社員の解散
- ③ 総社員の同意
- ④ 除名

2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときに、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

- ① 定款又はこの法人の規則に違反したとき
- ② この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の名称及び住所を記載又は記録した「社員名簿」を作成し当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

3 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載又は記録した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第 3 章 会員

(入会)

第 11 条 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業、団体及び個人を会員とする。

2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。なお、会員は総会での議決権を持たない。

(会費等)

第 12 条 会員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、理事会で定める額の会費を支払わなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第 13 条 会員は次に掲げる事由によって退会する。

① 当該会員からの退会の申し出。会員は当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

② 当該会員の死亡又は解散

③ 除名

2 会員の除名は、会員が次のいずれかに該当するときに、理事会の決議によってすることができる。

① 前条の義務を履行しなかったとき

② この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

③ その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総会

(種別及び構成)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

3 総会を招集するには、開催日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第 17 条 総会は次の事項について決議する。

- ① 社員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 解散及び残余財産の処分
- ⑥ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(議長)

第 18 条 総会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 20 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定める事項

(総会の決議の省略)

第 21 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 22 条 社員は当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。
ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、総会の日から 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから総会において選出された議事録署名人 1 名が署名押印もしくは記名押印又は電子署名する。

第 5 章 役員

(役員)

第 24 条 当法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3 名以上 30 名以内
- ② 監事 2 名以内

(理事の資格)

第 25 条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

2 当法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と政令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事及び監事の選任方法)

第 26 条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第 27 条 当法人に理事長 1 名、専務理事 2 名、常務理事 5 名以内を置き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

2 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 専務理事及び常務理事は、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 30 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 当法人の設立後に選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 24 条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会において報酬等の基準を別に定めたときは、当該基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第34条 理事会は理事長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第35条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第36条 理事会は、法令に定める事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(議長)

第37条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 40 条 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長(理事長に支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名押印もしくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営事項)

第 42 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により理事長が別に定める。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 43 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 44 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 45 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還手続き)

第 46 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人法第 1 4 1 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 正味財産増減計算書
- ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿

(剰余金の不配当)

第50条 当法人は剰余金の配当はしないものとする。

第9章 解散及び清算

(解散の事由)

第51条 当法人は、総会の決議その他一般法人法第148条で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 部会

(部会)

第53条 当法人の事業を推進するため部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 顧問

(顧問)

第54条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、第30条第1項の規定を準用する。この場合において、規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

4 顧問は、当法人の業務遂行上重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

5 顧問の選任基準等細則については、理事会の決議により理事長が別に定める。

第12章 事業本部

(事業本部)

第55条 当法人の事務処理及び事業遂行のため事業本部を設置する。

- 2 事業本部に、事業本部長、事業副本部長及び所要の職員を置く。
- 3 事業本部長、事業副本部長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事業本部長、事業副本部長については、理事会の決議を経なければならない。
- 4 事業本部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 13 章 委任

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第 14 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 57 条 この定款に定めのない事項について、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

	令和	2 年	7 月 1 7 日
一部改正	令和	2 年 1 2 月 2 5 日	
一部改正	令和	6 年	8 月 2 9 日
一部改正	令和	6 年 1 1 月 2 6 日	
一部改訂	令和	6 年 1 2 月 2 5 日	